

ID: 1009

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	事故に対する応急の措置の実施命令		
例 規 名 根 拠 条 項	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第98条第4項		
例 規 番 号	平成12年12月22日条例第215号		
【根拠条文】 (事故届等) 第九十八条 工場又は指定作業場を設置している者は、事故により当該工場又は指定作業場から人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 一 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 二 工場の名称及び所在地 三 被害の発生年月日 四 被害者の氏名及び住所 五 被害の内容及び原因並びに被害の防止の措置 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 2 前項の規定による届出をした者は、同項の事故の発生の日から三十日以内に、同項の事態の再発防止のための措置に関する計画を知事に提出しなければならない。 3 前項の規定により計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。 4 知事は、第一項に規定する場合において、工場又は指定作業場を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずることを命ずることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日